

公社日技第 09-10 号
2023 年 9 月 20 日

地 域 組 織 会 長 殿

公益社団法人 日本歯科技工士会
会 長 森 野 隆
(公印省略)

厚生労働省「令和5年度特定保険医療材料価格調査」について (協力依頼)

毎々の会務ご協力を深謝いたします。

さて、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課が実施する「特定保険医療材料価格調査」は、本年9月が実施対象月と設定され、無作為抽出による歯科技工所及び歯科医療機関を調査客体として行われています。

この調査は、中央社会保険医療協議会（中医協）での次期診療報酬改定検討の基礎資料となる重要な調査であり、本会に協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれてもご協力をお願いしたく、会員から問い合わせ等がありました際には積極的にご協力いただく旨ご連絡くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 同 送

(1) 令和5年度特定保険医療材料価格調査実施要領（厚生労働省資料）

2. 注 意 点

- ①調査客体は全国で230 客体です。調査対象者は無作為抽出のためどの歯科技工所が該当しているかはわかりません。
- ②調査対象期間は2023 年（令和5年）5月から9月までの4 か月間で、その間に特定保険医療材料の購入がある場合、記載、ご提出いただくものです。
- ③調査回答期限は2023 年（令和5年）10月20日（金）までです。
- ④調査は「株式会社日本リサーチセンター」が行っていますが、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課が実施する調査です。

※ご不明な点があれば、本会事務局（担当：壁谷）までお問い合わせ下さい。

以 上

令和5年度特定保険医療材料価格調査実施要領

1 調査目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

令和5年5月から同年9月取引分の特定保険医療材料（ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料等は、令和5年9月取引分のみを対象）

3 調査項目

調査対象品目の価格、数量等

4 提出期限

令和5年10月20日（金）迄

5 提出物

(1) 調査票・第Ⅰ 必須

※ 特定保険医療材料の取引がない場合や、政府統計共同利用システムにて調査票・Ⅱ提出した場合も、調査票・第Ⅰを委託事業者へ要提出

(2) 調査票・第Ⅱ 特定保険医療材料の取引がある場合のみ

※ 調査票・第Ⅱは、CD-R、又は紙調査票を委託事業者へ送付、又は政府統計共同利用システムを利用したオンライン報告により提出

6 調査客体

(1) 販売サイド

病院、一般診療所、歯科診療所、歯科技工所及び保険薬局に対して直接特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数を対象及び客体とする。ただし、特定保険医療材料の取引が帳簿上だけであり、販売業者としての実態がなく、主として、特定の医療機関等とのみ取引している販売業者は対象としない。
(調査客体数 約 5,800 客体)

(2) 購入サイド

- 病院の全数から、層化無作為抽出法により8分の1の抽出率で抽出された病院
(調査客体数 約 1,030 客体)
- 一般診療所の全数から、層化無作為抽出法により160分の1の抽出率で抽出された一般診療所
(調査客体数 約 650 客体)
- 歯科診療所の全数から、層化無作為抽出法により120分の1の抽出率で抽出された歯科診療所
(調査客体数 約 560 客体)
- 歯科技工所の全数から、層化無作為抽出法により15分の1の抽出率で抽出された歯科技工所
(調査客対数 約 230 客体)
- 保険薬局の全数から、層化無作為抽出方法により60分の1の抽出率で抽出された保険薬局
(調査客体数 約 1,030 客体)

7 調査の実施方法

厚生労働省の委託業者が調査客体へ調査票等を配布。
調査客体が調査票等に必要事項を記入、委託業者に提出。
厚生労働省が調査票等を集計する。

8 委託業者（調査に関する問い合わせ先）

株式会社日本リサーチセンター「厚生労働省 令和5年度特定保険医療材料価格調査事務局」

Tel： 0120-922-526（平日 9:00～17:00）

Fax： 03-5638-9160

E-mail： zaiyoukakaku2023@nrc.co.jp